



中津市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年3月27日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

指定管理者監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
特定非営利活動法人 中津文化協会	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の出納その他の事務	令和2年2月5日～3月27日
社会福祉法人 中津市社会福祉協議会		

2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 林 秀明

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

・ 所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

・ 指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

5. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和2年4月27日（月）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【特定非営利活動法人 中津文化協会】

(1) 施設名 中津文化会館及びリル・ドリーム

(2) 所管部局・課 教育委員会社会教育課

(3) 施設の設置目的

市民の集会、教育、芸術文化教育の向上と音楽、演劇の活動の場として、市民の文化交流を促進し、市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興を目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①施設の管理運営に関する業務
- ②施設の使用許可及び利用料金の収納等に関する業務
- ③施設の維持管理に関する業務

III. 事業費 56,114,618円（平成30年度）

うち指定管理料 36,500,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、当初から文書による承諾を受けないまま業務を行っていた。

所管課から早急に自主事業の承諾を受けるよう求める。

②協定書の備品の管理について、実物との照合が可能なラベル表示等が一部行われておらず、管理が不十分である。

9月末までに備品を整理し適正な管理を求める。

③利用料金収入について、平成29年度より微増しているが、文化会館大ホールは6月が0回、リル・ドリームは8月が1回の利用数であったので、利用回数の少ない時期のイベント招致の対策など、利用料金収入及び利用者のさらなる増加を図る取組を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、当初から文書による承諾をしないまま業務を行っていた。

指定管理者から早急に自主事業の承認申請を提出させ、承認を行うことを求める。

②協定書の備品の管理について、実物との照合が可能なラベル表示等が一部行われておらず、管理が不十分である。

9月末までに備品を整理し適正な管理を求める。

③指定管理者が行ったアンケート調査は、指定管理者の主催事業のみの調査だけであった。

利用者数について、平成29年度より微増しているが、さらなる利用者の増加を図るため、市民のニーズを的確に把握するための調査の実施など検討を求める。

(要望事項)

④平成30年度の中津文化会館利用者数は、89,544人であり、中津市総合計画における令和8年度の会館利用者数の目標値は、年間103,000人である。

今後は、目標を達成できるように、指定管理者や文化芸術団体等と定期的な協議を行い、より多くの年代層、特に若者世代が興味を持つような企画の立案を望む。

【社会福祉法人 中津市社会福祉協議会】

(1) 施設名 中津市教育福祉センター

(2) 所管部局・課 福祉部社会福祉課

(3) 施設の設置目的

児童の健全な育成と子育て支援を図ると共に、市民の福祉活動を支援し、ふれあいと活力のある地域づくりを進めることを目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①施設の管理運営に関する業務
- ②施設の使用許可及び利用料金の収納等に関する業務
- ③施設の維持管理に関する業務

III. 事業費 9,124,978円（平成30年度）

うち指定管理料 5,520,960円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

（指摘事項）

①利用料金については、条例及び基本協定書において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めることになっているが、当初から文書による承認を受けないまま業務を行っていた。

所管課から早急に利用料金の承認を受けるよう求める。

②条例施行規則に定められている施設利用者の使用許可について、利用者に受付印を押した申請書のコピーを渡しているだけで、指定された使用許可書を交付していなかった。

条例施行規則に基づく、使用許可書の交付を求める。

③施設の使用申請について、空き状況は電話で問い合わせないとわからない。

一般企業などの利用者の増加を促すため、ホームページ上で空き状況が確認できるようするなど検討を求める。

II. 所管課に対する事項

（指摘事項）

①利用料金については、条例及び基本協定書において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めることになっているが、当初から文書による承認をしないまま業務を行わせていた。

指定管理者へ早急に利用料金の承認を行うことを求める。

②条例施行規則に定められている施設利用者の使用許可について、指定管理者は、利用者に受付印を押した申請書のコピーを渡しているだけで、指定された使用許可書を交付していなかった。

条例施行規則に基づく、使用許可書の交付事務について、指導の徹底を求める。

③条例施行規則に定められている施設利用者の使用申請について、市、

国、福祉団体、学校などの使用申請は1年前からできる。
また、一般企業など使用申請については、障がい者団体や福祉・ボランティア団体が優先的に施設利用できるようにするため、使用申請については3月前からできると定められている。

一般企業などの利用者の増加を促すため、可能であれば、使用申請について、6月前から申請できるなど申請受付を早める検討を求める。

④施設利用者が使う駐車場について、北側に47台（うち身障者用3台）である。南側にも駐車できるが、砂利を敷いているだけで、雨の日はぬかるみ利用者に不評である。施設利用者の配慮のため、アスファルト舗装をするなど周辺環境整備の検討を求める。